

・地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

地方消費税交付金の引上げ分については「消費税法第1条台項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとする」旨地方税法に明記された。この趣旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税交付金を全て社会保障施策に要する経費(事務費や事務職員の人件費を除く。)に充てるものとする。

(歳入) 地方消費税交付金 410,000千円
 内 地方消費税交付金(社会保障財源化分) (252,000千円)

(歳出) 【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名	経費	財 源 内 訳					
		特 定 財 源			一 般 財 源		
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	社会保障財源化分の 地方消費税交付金	そ の 他	
社 会 福 祉	社 会 福 祉 事 業	166,382	4,053	0	26,019	10,900	125,410
	高 齢 者 福 祉 事 業	110,045	3,707	0	8,362	9,200	88,776
	障 害 者 福 祉 事 業	1,388,863	1,038,466	0	0	32,400	317,997
	児 童 福 祉 事 業	1,670,178	1,141,165	0	66,067	50,300	412,646
	包 括 支 援 事 業	190,646	0	0	145,586	13,300	31,760
	重度心身障害者等医療給付事業	81,991	37,404	0	0	4,000	40,587
	ひとり親家庭等医療費支給事業	34,338	15,926	0	0	1,400	17,012
社 会 保 険	子 ども 医 療 支 給 事 業	104,226	37,707	0	28,784	2,800	34,935
	国民健康保険特別会計(繰出金)	292,680	143,061	0	47,791	9,100	92,728
	後期高齢者医療特別会計(繰出金)	434,656	72,601	0	0	35,800	326,255
保 健 衛 生	介 護 保 険 広 域 連 合 (繰 出 金)	474,570	0	0	0	46,700	427,870
	保 健 衛 生 事 業	417,189	0	271,600	62,986	31,700	50,903
	疾 病 予 防 事 業	152,972	106,947	0	24,016	1,500	20,509
	母 子 保 健 事 業	97,612	20,569	0	42,000	2,900	32,143
合計		5,616,348	2,621,606	271,600	451,611	252,000	2,019,531